

○筑波大学学生宿舎の管理運営に関する法人細則

平成16年5月27日
法人細則第12号

改正 平成18年法人細則第28号
平成24年法人細則第18号
平成29年法人細則第3号
平成29年法人細則第11号

筑波大学学生宿舎の管理運営に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学生居住施設規程（平成16年法人規程第31号。以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、学生宿舎の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生宿舎の管理)

第2条 学生宿舎の管理は、学生生活を担当する副学長が行う。

(法人等に委託する運營業務)

第3条 規程第4条に定める法人等に委託する運營業務は、以下のとおりとする。

- (1) 規程第2条に定める管理及び運営の基本を実現するための学生宿舎の運営
- (2) 規程第8条に基づき定める選考基準による学生宿舎に入居をする者の選考
- (3) 国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第66条第1項及び国立大学法人筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第72条第1項に定める寄宿料並びに規程第13条に定める使用料のとりまとめ
- (4) 規程第15条に定める光熱水料の徴収
- (5) 規程第16条に定める保証金の徴収
- (6) 規程第17条各号に定める事項を遵守させるための指導及び指示
- (7) 規程第18条第1項に定める退居に際しての指示
- (8) 規程第19条各号に定める事項に該当する事実の確認
- (9) 規程第21条に定める学生宿舎を閉鎖する必要があると考えられる場合における事実の確認

(連絡会の設置)

第4条 学生宿舎の管理運営を円滑に行うため、法人等との連絡会を設置するものとする。

(保証金)

第5条 規程第16条に規定する保証金は、法人等が入居の日までに徴収し、預り金として管理

するものとする。

- 2 入居者が学生宿舎を退居するとき、次の優先順位にしたがって保証金により精算するものとする。
 - (1) 退去後居室清掃費
 - (2) 光熱水料等
 - (3) 弁償金
 - (4) 寄宿料
- 3 保証金は、前項に掲げる精算の目的以外に流用することはできないものとする。
- 4 第2項の精算により残額が生じた場合は、これを返還し、精算すべき額が保証金を上回る場合は、不足する額を徴収するものとする。
- 5 学生生活を担当する副学長は、必要があると認める時は、保証金の管理状況を監査するものとし、法人等はこれに協力するものとする。

(使用料等の徴収、計算方法等)

第6条 規程第13条から第16条に規定する使用料等の経費の徴収、計算方法等については、法人等との協議により決定するものとする。

(退居後居室清掃費の額)

第7条 規程第18条第4項に規定する入居者又は臨時使用者が負担すべき退居後居室清掃に係る費用の額は、法人等の定めるところによるものとする。

附 則

この法人細則は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平18.7.28法人細則28号)

この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平24.8.1法人細則18号)

この法人細則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平29.3.23法人細則3号)

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平29.6.22法人細則11号)

この法人細則は、平成29年9月1日から施行する。